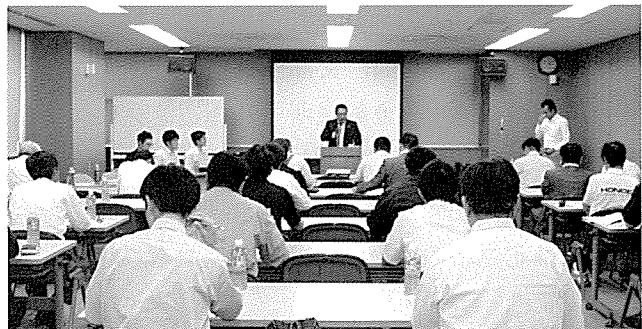


## 東三河支部

## 7月例会開催

東三河支部（松井忠博支部長）は7月27日（木）午後3時から、豊橋商工会議所508会議室（豊橋市花田町）において会員38名出席のもと、産業廃棄物処理業法令の知識の向上を図るための講習会が開催されました。

例会は酒井正樹副委員長の司会進行にて執り行われ、竹内臨通夫副支部長から開会の辞、松井支部長から開会の挨拶、山田達也委員長から講習会の主旨説明後、「廃棄物処理法施行令等の改正について」と題して、愛知県環境部資源循環推進課産業廃棄物グループ主任主査 中根知康氏より講習が行われました。はじめに水銀廃棄物について解説があり、現状は水銀回収等が行われており、ほとんどが輸出や国内の水銀使用製品の生産に回っているとのことでした。しかし平成29年8月16日に水俣条約が発効されたことにより、水銀の利用が徐々に減少し価値を失い廃棄物に回りやすくなるため、平成29年10月1日より廃棄物処理法の改正が施行されることです。それに伴い廃水銀等に必要な措置として、中間処理では、水銀の純度を高める硫化と、硫化水銀を改質硫黄により固型化をすることです。最終処分では、廃水銀等処理物（=改質硫黄固型化物）が、埋立判定基準を満たさない場合⇒遮断型最終処分場に処分、満たす場合⇒追加措置をとった管理型最終処分場で処分することが可能です。廃水銀等の硫化施設では、産業廃棄物処理施設としての設置許可、一般的な産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理の技術上の基準に加え2項目の追加がありました。留意点として、適切に硫化・固型化ができているかどうかの確認方法として、①昭和48年環境省告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（13号溶出試験）：水銀0.005mg/L以下 ②「水銀廃棄物ガイドライン」（3.6.1（1）硫化・固型化）に示すヘッドスペース分析：0.001mg/m<sup>3</sup>未満を挙げ、その後水銀使用製品産業廃棄物の対象、廃棄物処理法の



見直し・について述べました。次に「産業廃棄物収集・運搬業許可申請・変更届手続きについて」と題して、愛知県東三河総局県民環境部環境保全課廃棄物対策グループ主事 津田昌樹氏より、許可申請書の記入方法の注意点、添付書類の間違えやすい箇所、質問の多い事項について説明がありました。許可手続きは2か月かかるため許可証が交付されるまで、新規の業・変更後の業は行うことができないということです。その後「豊橋市災害廃棄物処理計画（概要）」と題して、豊橋市環境部廃棄物対策課主幹 佐藤実氏、主任 古谷智晴氏、豊橋市環境部環境生活課主事 森敬広氏らが、計画の構成、策定の趣旨、計画の位置づけを述べ、対象とする災害は南海トラフ周辺として、震度6強を想定しており、災害廃棄物発生量推計は、2,223,763トンとして具体的な実行計画に反映することです。災害廃棄物処理スケジュールは原則3年の処理を踏まえ、処理スケジュールを定めることです。また集積場の設置（生活ごみ等は含まない）、仮置場は一次仮置場、二次仮置場を設け必要面積の算定を行います。その他詳細な項目について説明があり、災害廃棄物処理基本概念図をもとに処理のフローについて解説され、まとめとして豊橋市災害廃棄物処理計画の強みは、最終処分場の最終処分可能量が他都市に比べて比較的余裕があること、弱みは災害廃棄物の発生推計量が甚大なため、仮置場面積が現在確保している面積に比して大幅に足りていないため、他も含め今後の検討が必要だとのことでした。講習後質疑応答が行われ閉会となりました。